

夏休み学童クラブの

利用申込を受け付けます

市では、夏休み期間中に公設学童クラブの利用を希望する方の申し込みを受け付けます。

<利用料>

区分	利用期間	
	7月22日(月)～31日(水)	8月1日(木)～31日(土)
一般	6,000円	12,000円
同一世帯で2人以上利用する世帯	2人目以降3,000円	2人目以降6,000円
前年度市町村民税非課税世帯	3,000円	6,000円
生活保護世帯	無料	無料

※日曜日・休日は除く ※利用料は利用日数にかかわらず定額
 ※その他おやつ代・保険料・特別な行事の際の実費負担あり (昼食は弁当を持参)

※夏期茂原学童クラブ以外は、
 通年の利用者の他に、定員の範囲内で募集するため、
 クラブによって利用できない
 場合があります。

※申込人数が定員を超えた場合は選考

◆対象

市内小学校に就学し、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生

◆利用期間

7時30分～18時30分

◆募集学童クラブ・人数

- 夏期茂原学童クラブ 70人 (総合市民センター内)
 - 東郷第1学童クラブ 若干名 (東郷福祉センター内)
 - 東郷第2学童クラブ 若干名 (旧東郷地区集会場)
 - 二宮学童クラブ 若干名 (二宮小学校内)
 - せんだん学童クラブ 若干名 (茂原小学校敷地内)
 - 中の島学童クラブ 若干名 (中の島小学校内)
- ※原則として東郷第1学童クラブは3年生以上、第2学童クラブは1・2年生が対象

◆申込締切

6月14日(金)

◆申込方法

申込書類に必要事項を記入し、保育ができないことを証明する書類(就労証明書等)を添付の上、保育課へ持参または郵送。



申込書類は、保育課または同課ウェブページから入手。
 ※就労証明書等の取得に日数を要する場合がありますので、お早めに書類の入手をお願いします。

申込み・問合せ

〒297-8511

茂原市道表1

保育課(8階)
 ☎(36)5656 FAX(20)1606

農業を営む方の 経営所得安定対策を実施しています

販売目的で米などを生産(耕作)する販売農家・集落営農を対象に、国による交付金制度を実施しています。

水田活用の直接支払交付金

◆対象者

水田で飼料用米などの戦略作物を、販売目的で生産する販売農家・集落営農

◆単価

対象作物により異なります。(例)※10a当たり

- ・麦・大豆・飼料作物 3万5千円
 - ・加工用米 2万円
 - ・WCS用稲 8万円
 - ・飼料用米・米粉用米 収量に応じ
- 5万5千円～10万5千円

ゲタ対策

(畑作物の直接支払交付金)

◆対象者

麦、大豆などを販売目的で生産する認定農業者・集落営農・認定新規就農者

◆単価

支払方法・対象作物・品質区分により異なります。

ナラシ対策(米・畑作物の収入減少影響緩和対策)

◆対象者

認定農業者・集落営農・認定新規就農者

◆対象品目

米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ

◆補てん額

当年産の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、差額の9割を、農業者の積立金と国の交付金で補てんします。

申請方法

交付申請書を6月7日(金)までに提出してください。

※昨年度申請した方も、今年度分の申請が必要です。

※内容により、別途、販売契約等の手続きが必要です。

申請・問合せ

農政課(6階)
 ☎(20)1526 FAX(20)1604

お知らせ

市では、広報紙の送付を希望される方に無料で郵送しています。申し込み 秘書広報課(3階) ☎(20)1512 FAX(20)1601

